○財務省令第七十三号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正）

第一条　国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第三節　長期給付

第一款　退職共済年金（第百十四条―第百十四条の十二の二）

第二款　障害共済年金及び障害一時金（第百十四条の十三―第百十四条の二十五）

第三款　遺族共済年金（第百十四条の二十六―第百十四条の三十二の二）

第三款の二　離婚等をした場合における特例（第百十四条の三十二の三―第百十四条の十九）

第三款の三　被扶養配偶者である期間についての特例（第百十四条の三十二の二十―第百十四条の三十二の二十九）

第四款　遺族の範囲の特例等（第百十四条の三十三―第百十四条の四十六）

「第三節　長期給付

第一款　厚生年金保険給付

第一目　老齢厚生年金（第百十四条）

第二目　障害厚生年金及び障害手当金（第百十四条の二）

第三目　遺族厚生年金（第百十四条の三）

第四目　脱退一時金（第百十四条の四）

第五目　離婚等をした場合における特例（第百十四条の五―第百十四条の十一）

第六目　被扶養配偶者である期間についての特例（第百十四条の十二―第百十四条の十七―第百十四条の三十）

第七目　雑則（第百十四条の十七―第百十四条の三十）

第二款　退職等年金給付

第一目　給付に関する事項（第百十五条―第百十五条の十三）

第二目　退職年金（第百十六条―第百十六条の十一）

第三目　公務障害年金（第百十七条―第百十七条の八）

第四目　公務遺族年金（第百十八条―第百十八条の八）

第五目　雑則（第百十九条―第百十九条の十二）

第百十四条の三十二を

「

第百十四条の三十二　国家公務員共済組合審査会（第百十六条の二）を地方公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金（第百二十一条）に、第百十七条を第百二十三条に改める。

第二条中「、「育児休業等」、「産前産後休業」」を削り、「、「任意継続掛金」若しくは「特例継続組合員」、「長期組合員」若しくは「任意継続掛金」」を「若しくは第百二十六条の五第二項若しくは附則第十三条の三第四項」を「若しくは第百二十六条の五第二項」に改め、「第六号若しくは」及び「、育児休業等、産前産後休業」を削り、「、任意継続掛金若しくは特例継続組合員、長期組合員若しくは」を「若しくは任意継続掛金」に改める。

第六条第一項第一号中「規定する納付金」の下に「（以下「介護納付金」という。）」を加え、同項第二号中「及びこれに準ずる給付」を削る。

第七条第三項中「職員団体」を「法第九十九条第六項に規定する職員団体（以下「職員団体」という。）」に、「附則第二十条の三第一項」を「附則第二十条の二第一項」に改める。

第十条第一項第一号中「かぎ」を「鍵」に改め、同項第二号中「第八十五条の二の五」を「第八十五条の七第一項」に改める。

第二十三条第三号中「及び令第十二条第三項に規定する掛金率」を「並びに法第百条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金（短期給付及び介護納付金に係るものに限る。）との割合」に改める。

第二十四条第三項及び第四項中「前前事業年度」を「前々事業年度」に改める。

第三十四条第一号中「掛金」を「掛金等（法第百条第一項に規定する掛金等をいう。以下同じ。）」に改める。

第四十五条の見出しを「（支払の方法）」に改め、同条第一項中「かえ」を「代え」に、「第五十一条、第五十二条」を「第五十条、第五十一条」に、「払いもどし」を「払戻し」に、「掛金」を「掛金等」に改め、同条第二項中「払いもどし」を「払戻し」に、「振出す」を「振り出す」に改める。

第六十二条第一項中「法第十六条第三項」を「同条第三項」に、「第百二十二条第二項第一号」を「第百二十六条の四第二項第一号」に改める。

第八十五条第二項の表第十二条第一項の項中「第九条の三第一項第一号及び令」を削り、同表第二十四条第二項第二号の項を次のように改める。

第二十四条第二項第二号	第十七条ただし書	第三十六条において準用する法第十七条ただし書

第八十五条第二項の表第六十二条第一項の項を次のように改める。

第六十二条第一項	第十六条第二項	第三十六条において読み替えて準用する法第十六条第二項
	同条第三項の附属明細書及び事業状況報告書並びに第百二十六条の四第二項第一号の監査（本部に係るものに限る。）に関する監査報告書	第三十六条において読み替えて準用する法第十六条第三項の附属明細書及び事業状況報告書

第八十五条第二項の表第六十二条第三項第一号の項の次に次のように加える。

第六十二条の二	第十六条第三項	第三十六条において読み替えて準用する法第十六条第三項

第八十五条第二項の表第八十一条第一項の項中「法第九十九条」を「第九十九条」に、「法第百二条第四項」を「第百二条第四項」に改める。

第八十五条の二の見出しを「（資金の貸付けに係る利率）」に改め、同条中「連合会の積立金等（令第九条の二に規定する積立金等をいう。以下同じ。）の資金は、予算の定めるところにより他の経理単位に貸し付けることができる。この場合において、当該貸付金」を「令第九条の三第二項第四号に掲げる方法により退職等年金給付積立金等（同項に規定する退職等年金給付積立金等をいう。以下同じ。）の運用を行う場合における同号に規定する資金の貸付け」に、「長期給付」を「退職等年金給付」に改め、「（昭和二十六年法律第百号）」を削り、同条を第八十五条の九とし、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、令附則第五条第四項号に掲げる方法により厚生年金保険給付積立金等（令第九条の三第一項に規定する厚生年金保険給付積立金等をいう。以下同じ。）の運用を行う場合における同号に規定する資金の貸付けに係る利率について準用する。